

農 業 者 年 金

知って得する 農業者年金

未来の安心を、いまから積み立てる

女性

後継者

税



詳しくは…

農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

農業者年金の6つのポイント

ポイント1 農業者なら広く加入できる

ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

ポイント3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められる

ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント5 税制面で優遇措置がある

ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

原則60歳未満

国民年金の任意加入被保険者であれば、60歳以上65歳未満で加入が可能です。

- 農業者の老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 途中脱退、再加入も可能です。

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）又は個人型確定拠出年金（iDeCo）は重複加入できませんのでご注意ください。

※3 脱退した場合、納めた保険料は、その後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給します。そのため、脱退一時金はありません。

農業者年金の3つのメリット

メリット1

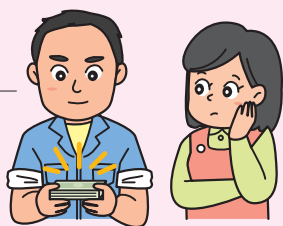
女性に優しい

詳しくは5ページへ

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の国庫補助も**

加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



メリット2

若年層には手厚い政策支援(保険料補助)

詳しくは6ページへ

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます。

加入前



加入後



メリット3

税制面で大きな優遇

詳しくは7ページへ

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。
- 運用益は非課税です。
- 将来年金として受け取る際も、大きな控除があります。

加入前



加入後



農家のことを知りつくした 農家のための年金です

こんなにかかる老後生活(現金支出で年額約317万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約26.4万円が必要です。(令和7年総務省家計調査 夫婦高齢者無職世帯より)

国民年金の支給額は？サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約7万1千円(40年加入の場合)夫婦あわせて月額約14.2万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額約23.7万円です。

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の日本人の平均余命は男性20年(85歳)、女性24年(89歳)
- 農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

農業者年金はメリットが たくさんある終身年金です

サラリーマンは、厚生年金による国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。

一方、農業者は、豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められますが、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入することができます。また保険料額はいつでも見直しすることができます。

■ 農業者年金に加入すれば ~農業者年金の受給額(年額)の試算~

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	73万円	64万円	1,561万円	1,736万円
		2万円	960万円	96万円	85万円	2,059万円	2,291万円
30歳	30年	1万円	660万円	56万円	50万円	1,210万円	1,346万円
		2万円	720万円	63万円	56万円	1,358万円	1,511万円
40歳	20年	2万円	480万円	37万円	33万円	799万円	889万円
50歳	10年	2万円	240万円	16万円	15万円	354万円	394万円

【上記試算の条件及び留意事項】

- ・上のケースは、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が2.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。
- ・運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の23年間(令和6年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.89%です。
- ・予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和8年度は2.30%となっています。
- ・各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
- ・保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円加入し、35歳以降は月額2万円加入した場合です。



女性に優しい! 奥様も単独で入れます

女性農業者の老後生活の収入も、国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は月額最高約7万1千円、夫婦お二人で約14.2万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で約26.4万円が必要です。→月額約12万円不足!

農業者年金が国民年金の不足分をしっかりカバーします!

ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入されることで老後が安心なものになります。

農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫が87歳で亡くなったと仮定。夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円通常加入したとしての比較。

	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳以降の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	<p>国民年金 夫 月額約7万1千円 妻 月額約7万1千円 計 月額約14万2千円</p> <p>国民年金付加年金 夫 月額6千円</p> <p>農業者年金 夫 月額約5万3千円</p> <p>合計: 月額約20万1千円</p>	<p>国民年金 妻 月額約7万1千円</p> <p>国民年金付加年金 なし</p> <p>農業者年金 なし</p> <p>合計: 月額約7万1千円</p>
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	<p>国民年金 夫 月額約7万1千円 妻 月額約7万1千円 計 月額約14万2千円</p> <p>国民年金付加年金 夫 月額6千円 妻 月額6千円 計 月額1万2千円</p> <p>農業者年金 夫 月額約5万3千円 妻 月額約4万7千円 計 月額約10万円</p> <p>合計: 月額約25万4千円</p>	<p>国民年金 妻 月額約7万1千円</p> <p>国民年金付加年金 妻 月額6千円</p> <p>農業者年金 妻 月額約4万7千円</p> <p>合計: 月額約12万4千円</p>

【上記試算の条件及び留意事項】

- ・農業者年金の試算額については、65歳までの2.5%、65歳以降の予定利率は2.30%として行っています。
- ・予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和8年度は2.30%となっています。
- ・各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
- ・国民年金の年金額は、令和8年度の年金額の満額を基にしています。
- ・国民年金付加年金は、農業者年金と同時に加入したものと算定しています。

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

家族経営協定がなくてもご加入いただけます。

ただし、保険料の国庫補助(6ページ参照)を受けるには家族経営協定の締結が必要です。

農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、家族経営協定に次の事項が盛り込まれていることが必要です。

- ① 農業経営に関する基本的事項(規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等)について、その配偶者又は後継者の合意に基づいて決定されること
- ② 農業経営から生じる収益が、経営主とその配偶者又は後継者の双方に帰属すること
- ③ 将来の経営継承について、経営主とその配偶者又は後継者の合意により行うこと



若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援

政策支援の要件と国庫補助額 (※保険料は本人負担分と補助分あわせて月額2万円(固定)となります)

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

- 【留意事項】
- ・35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 - ・区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。
 - ・国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。
 - ・保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)
 - ・区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

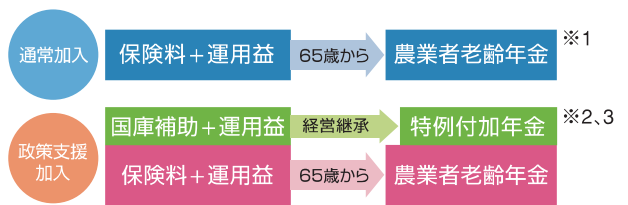
通常加入(保険料月2万円)との本人負担額の比較

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合(通常加入)		保険料の国庫補助を受ける加入の場合(政策支援加入)			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	96万円	744万円	97万円	69万円	28万円
		女性		85万円		85万円	61万円	24万円
30歳	30年	男性	720万円	63万円	588万円	63万円	49万円	14万円
		女性		60万円		56万円	44万円	12万円
35歳	25年	男性	600万円	49万円	528万円	49万円	42万円	7万円
		女性		44万円		44万円	38万円	6万円

- 【上記試算の条件及び留意事項】
- ・上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が2.30%となった場合の試算です。
 - ・予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和8年度は2.30%です。
 - ・各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
 - ・政策支援加入の保険料本人負担分総額については、35歳未満の期間は保険料月額1万円、35歳以上の期間は1万4千円で計算しており、政策支援加入の期間は20歳のケースにおいては20年間、30歳のケースにおいては15年間、35歳のケースにおいては10年間としています。なお、いずれのケースにおいても政策支援加入の期間の後には、通常加入(保険料月額2万円)として計算しています。

政策支援加入(保険料の国庫補助)なら65歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金の2本立て

保険料の国庫補助を受ける加入は、経営継承(65歳以降でもかまいません。)後に受給開始されるので、受け取る年金は2本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。



※1 本人負担分の年金 ※2 国庫補助分の年金 ※3 特例付加年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の被保険者期間等が20年以上、②65歳に到達(請求により60歳まで繰り上げることができます)、③農業を営む者でなくなる(経営継承は65歳以降でも可能です)という3つの要件を満たした場合に受給できます。



税制面で大きな優遇

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

また、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

保険料の運用益は非課税

制度発足以降23年間の運用利回りは、年率で+2.89%!

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。そのため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

■年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
修正総合 利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36	9.62
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71	-2.08	10.82	2.39	-1.08	9.85
											R6
											-0.59

← 平均運用利回り 年率で+2.89% →

将来年金として受け取る際も、公的年金等控除の対象

受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円※までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族が受け取れます。※死亡一時金は非課税、加入期間等により保険料払込額を下回る場合があります。

Q&A 農業者年金のよくある質問

Q 加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申込みは、最寄りの農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みの際に指定されたJA貯金口座から毎月23日（JAの休日に当たる場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日（JAの休日に当たる場合は前営業日）までで、12月23日に口座振替されます。

Q 年金資産はどのように運用しているのですか？

A 農業者年金基金が、法令等の規定に基づいて、一括して運用する仕組みとなっています。国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用し、定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金がありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。
※死亡一時金は、加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります。

Q 保険料の額を変更するには？



A 保険料の額を変更したい際には、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料の国庫補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 年金原資が納付した保険料の合計額を下回ること（元本割れ）もありますか？

A 65歳以降の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回ることになった場合には、付利準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？

A 農業者年金に加入後、厚生年金に加入することとなった場合には、農業者年金の被保険者資格を喪失することになります。届出が必要となりますので、最寄りのJAでお手続きをお願いします。なお、加入中に積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。

 **自分でできる
年金額シミュレーションは
こちらから** 



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

● 企画調整室

TEL: 03-5919-0371

TEL: 03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）又は個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できませんのでご注意ください。